

令和 年 月 日

一般社団法人 食肉科学技術研究所  
理事長 殿

生産行程管理者名

[小分け業者名]

⑩

代表者氏名

(印または自署)

### 同 意 書

日本農林規格等に関する法律第10条第2項[外国生産行程管理者にあつては第30条第2項]又は第11条第1項 [外国小分け業者にあつては第31条第1項] に基づく認証申請に当り、下記の事項について同意するとともに、認証後は別添の事項を遵守することを約束します。

#### 記

1. 貴研究所の業務規程に従うこと。
2. 書類審査、実地調査(外注先を含む。)に必要な準備を行うこと。
3. 貴研究所が申請の範囲内で審査のために必要な情報を求めたときは、速やかに提供すること。

## 別 添

- (1) 認証事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。
- (2) J A S法第10条第6項及び第7項、第37条並びに第38条の規定を遵守すること。
- (3) **主務**大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、報告の請求若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは**主務**大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。
- (4) 氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようするとき又は格付に関する業務〔格付の表示に関する業務〕を廃止しようとするときは、予め本研究所に通知すること。通知が必要な事項とは次に掲げる事項をいう。
  - ①認証事業者の名称、住所、代表者の変更
  - ②認証工場(事業所)の名称又は住所(移転を除く。)の変更
  - ③認証工場(事業所)の責任者(工場長)の変更
  - ④生産行程管理担当者、生産行程管理責任者、格付担当者、格付責任者、小分け担当者、小分け責任者または格付表示担当者(以上外国を含む)の変更
  - ⑤生産行程の管理に係る外注先の追加、変更又は削除
  - ⑥生産農林物資の追加又は変更
  - ⑦その他認証の根拠となる認証の技術的基準の改正に対応した変更等
- (5) 認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資若しくはその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資又は農林物資の取扱いの方法について本研究所の認証を受けていると誤認させ、又は本研究所の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (6) 認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法が当該農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法の区分に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (7) 本研究所が(5)又は(6)の条件に違反すると認めて、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- (8) (5)及び(6)に定めるもののほか、他人にその認証又は格付、格付の表示若しくは適合の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る種類の農林物資以外の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法について本研究所の認証を受けていると誤認させ、又は本研究所の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- (9) 本研究所が定期的に、又は必要に応じて行う(1)の条件が遵守されているかどうかを確認するための調査に協力すること。本調査には事前に通知することなく行う調査を含む。また、生産行程の管理の外注先の調査が行われるときは、外注先に協力を求めること。本調査において独立行政法人 農林水産消費安全技術センターのオブザーバ

一参加があるときは、それに同意すること。

- (10) 認証事業者は、その行った格付に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。ただし、当研究所が定期確認調査の適正な実施のために、保存期間の延長を指示したときは、これに応じること。
- (i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第7号に規定する消費期限をいう。以下この（i）及び（ii）において同じ。）又は賞味期限（食品表示基準第2条第8号に規定する賞味期限をいう。以下この（i）及び（ii）において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間（ii）において同じ。）が1年以上である場合  
当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から3年間）
- (ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が1年未満である場合  
当該農林物資の格付の日から1年間
- (11) 認証生産行程管理者及び認証外国生産行程管理者は、生産行程管理者の認証の技術的基準の5.1のa)～d)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、出荷の日から3年間保存すること。
- (12) 認証生産行程管理者及び認証外国生産行程管理者は、生産行程管理者の認証の技術的基準の5.1のe)～h)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存すること。
- (13) 認証小分け業者及び認証外国小分け業者は、小分け業者の認証の技術的基準の4.2.1のa)～d)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、出荷の日から3年間保存すること。
- (14) 認証小分け業者及び認証外国小分け業者は、小分け業者の認証の技術的基準の4.2.1のf)～k)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存すること。
- (15) 本研究所は、認証事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、認証に係る工場、事業所、事務所、倉庫その他の場所（生産行程の管理の外注先を含む。）に立ち入り、格付若しくは格付の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従事者その他の関係者に質問させることができること。
- (16) 本研究所は、認証事業者が（1）から（15）までに掲げる条件に違反し、又は（16）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは（16）の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務若しくは格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等（法第13条第1項に規定する広告等をいう。以下同じ。）の使用を停止し、又は本研究所が適当でないと認める格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消をすることを請求することができること。
- (17) 本研究所は、認証事業者が（16）の請求に応じないときは、その認証を取り消すこ

と。

- (18) 本研究所は、認証事業者の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、若しくは農林物資の取扱い等の方法の区分、認証に係る工場若しくは事業所の名称及び所在地並びに認証の年月日のほか、(17)の規定による請求をしたとき又はその認証を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。
  - (19) 認証事業者はその認証を取り消されたときは、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消をすること。
  - (20) 本研究所は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。
  - (21) 認証証の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記（複製、コピー、写し等）し、すべてを複製すること。
  - (22) 事業の全部を譲渡したときにその事業の全部を譲り受けた者、事業の全部を承継させる分割をしたときにその事業の全部を承継した法人、相続又は合併があったときに相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が格付に関する業務を行ないたいときは、新たに認証を受けること。
  - (23) 認証を受けている農林物資の格付を長期に渡り中止するときは、遅滞なく本研究所へ届け出ること。
  - (24) J A S 格付製品に関連する苦情に関しては適切な処置を取ること。また、J A S 格付製品が日本農林規格要求事項を満たすことに関連した苦情はすべて記録し、本研究所が求めたときは利用できる状態にしておくこと。
  - (25) 毎月15日までにその前月の格付数量及びJ A S 証票の使用実績を報告すること。
  - (26) 格付の表示を包装等に印刷して使用する場合は、別途定めるJ A S 証票表示包装等の印刷に関する取扱い要領に基づき本研究所に登録された登録印刷工場に行わせること。併せて、J A S 証票表示包装等の登録及び管理は、J A S 証票表示包装等の印刷に関する取扱い要領に従い適切に行うこと。
  - (27) 認証外国生産行程管理者又は認証外国小分け業者にあつては、日本国内に置く対応者を通じて本研究所との連絡及び報告等を行うこと。
- 3 本研究所は、認証申請者から求められた場合に、追加情報を当該認証申請者に提供するものとする。

制定：令和2(2022)年6月8日

改定：令和6(2024)年3月27日